

対馬藩主宗義方と柳沢吉保

福留真紀

Tsushima Domain Lord Sō Yoshimichi and Yanagisawa Yoshiyasu

Maki FUKUTOME

はじめに

本稿は、五代対馬藩主宗義方が、元禄十年（一六九七）八月三日に、五代將軍徳川綱吉の側近、柳沢吉保へ初めて面会する過程を具体的にみていくことにより、吉保の権力の一端を明らかにしようとするものである。

諸大名にとって、柳沢吉保への面会は、非常に意味のある重要な行為と考えられていた。その背景には、綱吉が將軍に就任した翌年の延宝九年（一六八一）に行われた、越後騒動の再審に象徴される綱吉の対大名政策があった。

「越後騒動」とは、徳川家康の二男秀康の血筋にあたる越後国高田藩松平家の家督相続をめぐる起こった御家騒動である。四代家綱政権に一度結論が出されたものの、その後も高田藩内に不満が

残り続けたため、綱吉の再審がおこなわれた。綱吉は、家綱の判断に高田藩が納得しなかったことを、將軍の権威を傷つけたと捉えたため、騒動に関係した者の切腹・遠島、藩主松平光長の改易という、厳しい裁断を下した。

処分の対象は、藩内に止まらなかった。家綱政権で騒動の処理を担当した、当時の大老酒井忠清や老中久世広之の責任も問われたのである。綱吉の再審時には、二人は死去していたため、それぞれの嫡男である酒井忠挙と久世重之が、逼塞を命じられた²。綱吉政権期の始まりに、たとえ將軍家一門、幕府の要職を務める譜代大名であっても、厳しい処分を辞さないという、綱吉の大名政策の方針が示されたのである。

御家を無事に次代へ相続させるといって、大名家の最重要事項について、自ら主導し、不適切な場合には厳しく処断する新將軍。諸大

名は、自らの家を守るためには、これまで以上に將軍の思いを知り、その方針に添わなければならない、と考えた。そのために、將軍綱吉の側近として最もその意向を知り、影響を与える立場にいる柳沢吉保と、良好な関係を築くことが必要となったのである³。その第一歩として、吉保とまずは対面しなければならなかった。

これまでの筆者の研究の中で、吉保への面会事例としては、小田原藩主の大久保家を挙げる事ができる⁴。大久保家は、老中や若年寄を輩出する名門譜代大名の家柄であるが、吉保に嫡男である大久保忠英（後の忠方）の対面を求めたことがあった。その背景には、次のような事情があった。

大久保忠英の祖父忠朝は、家綱政権期の延宝五（一六七七）年七月二十五日から綱吉政権期の元禄十一年（一六九八）二月十五日まで老中を務めている⁵。忠英の父忠増は奏者番、奏者番兼寺社奉行を経て、貞享四年（一六八七）十二月十八日に若年寄に任命されたが、病氣により元禄元年八月二十七日に職を辞し、奏者番就任後の天和三年（一六八三）十一月二十二日に得ていた一万石も、返還した⁷。大久保家が、次期当主となる予定の忠英と吉保の対面を希望したのは、祖父や父が退任後、つまり大久保家で老中・若年寄を務める者がいなくなった時期だったのである。このまま主要幕閣から外されることを懸念して、吉保への対面依頼だったと考えられる。

それについて、大久保家臣山本角兵衛から柳沢家家老藪田五郎右衛門宛ての「口上之覚」の抜粋から具体的に見ていきたい。⁸なお、年号は不詳だが、四月二十一日の朝、大久保家側が藪田を通して、吉保に忠英の面会を希望し、それについて藪田はすぐに吉保の

回答を大久保家に伝えている。「口上之覚」は、その返事である。

「史料一」

今朝、貴様迄申進候之趣、早速被仰上候由段々被仰聞候趣、委細致承知御尤至極奉存候、方々様御逢被成度由、度々申来、其上御参府之御方々様并御暇被 仰出候御方々様二茂御逢被成度旨申来候得共、御吉人様江御逢被為遊候而者外江御断難被遊被為 思召候旨、御尤之御事二加賀守・隠岐守奉存候、別而差懸申儀二而茂無御座候間、重而外様江御逢被為遊候御時節之御序二伝吉郎御目二懸度奉存候間、内々貴様左様御心得被成被置可被下候、被入御念思召之段委細被仰聞、別而忝得其意奉存候、

吉保には、日頃から対面を望む大名がいるのに加えて、参勤交代で江戸へ出入りする諸大名が面会を申し込んできていることがわかる。このように普段から多数の大名たちが柳沢家に入入りしていることは、諸大名が吉保の政治権力を高く評価していることを示している。そのため柳沢家側は、誰か一人に会ってしまつと、ほかが断れなくなる、と述べ、この時点では大久保家の依頼を了承していない。つまり、柳沢家側は、名門譜代大名であるからといって、大久保家を特別扱いしていないのである。対する大久保家側は、その回答に理解を示しつつも、特に差し迫つた事情があるわけではないので、他の大名のついでにでも会つて欲しいと、再度依頼している。

この後、忠英がどのような形で吉保との対面に至つたかは、官見の限り、現存する史料から明らかにすることはできないが、この事例は、当時の大名家の対幕府対策の手法を、よく表しているといえ

よう。

本稿で取り上げる、対馬藩主宗義方の事例は、その対面までの過程が、東京大学史料編纂所所蔵の「殿様初而柳沢出羽守様江御逢被成候覚書」。(これ以降「覚書」と略す)という一件史料に、詳細に見ることが出来る。この「覚書」を中心に、「義方様御在江戸毎日記」(以降「毎日記」と略す)¹⁰にも目配りしながら、宗義方が柳沢吉保へ初めて面会に至るまでを、具体的に明らかにしていく。

なお、これ以降、特に断りのない限り、引用する史料は「覚書」である。

一、宗義方の柳沢吉保との初対面への準備

宗義方は、貞享元年(一六八四)に三代対馬藩主宗義眞の四男として誕生した。元禄七年(一六九四)十一月二十五日に、兄である四代藩主宗義倫の死去により、わずか十一歳で家督相続することになった。

父義眞が隠居し、兄義倫が藩主に就任したのは、同五年六月二十七日のことであった。つまり義倫は、藩主就任二年で病死したのである。二十四歳であった。ここに対馬藩は、年若い藩主を失い、幼少の弟を相続させなければならぬという、非常事態を迎えたのである。

義方は、同七年十一月二十八日に、將軍綱吉に初御目見えしている。このような幼年での当主就任であるため、幕府より、対朝鮮の件については、すでに隠居していた父義眞が務めるよう、命じられている。ちなみにこの点については、義方が十七、八歳ころまで、

義眞が朝鮮御用を務める、と幕閣内で了承されていることがわかる。義眞から大老の井伊直該、老中と將軍側近の柳沢吉保・松平輝貞宛の書状が、現存している¹¹。

その後義方は、同九年十二月二十二日に、従四位下侍従に叙任し、対馬守となる¹²。本稿で取り上げる吉保との初めての対面は、この後のこととなる。

宗家が柳沢吉保に、その件を申し出たのは、元禄十年。義方が十四歳のときである。「覚書」は、七月二十一日に、老中阿部正武邸へ、対馬藩家老の杉村三郎左衛門¹³が訪問するところからはじまる。まず杉村は、阿部家家老の三沢吉左衛門と面談している。その際に、次のような口上書を持参していた。

「史料二」口上書

一、柳沢出羽守様江御大名様方御出御対面被成之由及承候付而、
対馬守儀未幼少二御座候故、何茂様江御逢被成候以後、懸御目
候様二可仕と奉存相掟罷在候、然処二対馬守御並之御方様大方
不残御逢被成候様二粗及承候、依之若年二者御座候得共、家督
之儀二御座候間、御序二懸御目候様仕度奉存候、弥致参上懸御
目可然候哉、常々何事も奉得御指図御事二御座候故、貴様迄申
達御序二豊州様被添御耳弥懸御目可宜と被思召候者、内々出羽
守様江可申込と奉存候、
一、井伊掃部頭様江茂、いつそ懸御目候様二可仕と奉存候、御
老中様方御役被蒙仰候得八参上仕懸御目候故、小笠原佐渡守様
江茂時分見合参上仕掛御目候様二可仕候、此段も御耳二被添置
可被下候、

一、去年者八朔二対馬守以名代御太刀馬代献上仕候、当年者五節句之御礼をも申上候故、八朔二も登城仕御太刀目録を以御礼可申上候哉、御差凶次第御月番様江可奉伺之候、右之趣、御序次第宜被仰上被下候様尔対馬守申付候、以上、

宗対馬守内

七月廿一日

杉村三郎左衛門

三沢吉左衛門様

によると、柳沢吉保のところへ諸大名が対面に行っていることは把握していたが、義方がまだ若年であることから、他の大名の後に、御目にかかる機会を得ようと考えていたという。ここからも、諸大名が吉保との対面を重要視していたことがうかがえる。続いて、義方と同格の大名のほとんどが、面会を済ませていることから、若年であっても家督相続をしているのだから、もはや対面してもいいのではないかと述べ、日ごろより世話になっている阿部正武の判断を仰いだ上で、吉保に面会を申し込みたいとしている。

このような案件を、最初に老中に持ち込んだところが、いかにも対馬藩らしいといえる。阿部はこの時、朝鮮担当の老中であることから、当然ながら、対馬藩とは常日頃から密接な関係を築いていた。そのようなところから、吉保との対面の判断を求められたと考えられる。

をみると、大老の井伊直該にもこの際対面したい¹⁴、とし、老中にも任命された際に面会する慣例があるので、同十年四月十九日に就任した小笠原長重への面会の希望も伝えている。¹⁵「いつそ懸御目候様二可仕」と、大老や老中への対面が、あたかも吉保との対

面の付け足しのように書かれているところも興味深い。

杉村は、この口上書の内容に加え、義方は幼少なので、津藩主の藤堂高久を同行させたいとの希望を伝えている。

三沢は杉村を、奥之間へ招き入れ、そのまま阿部の意向を聞くために奥へ入った。間もなく、問い合わせの内容は、すべて問題ないとの回答がもたらされた。

ここで、藤堂高久が義方の同行者に選ばれたのは、藤堂家と宗家が、親族関係にあったためである。つまり、義方の実父義眞の正室は、藤堂高久の実姉と丸亀藩主京極高和の娘であった¹⁶。加えて、藤堂家は、吉保と強固な関係を築いていたため、宗家にとっては格好の存在であった。それを示す史料が、柳沢家家老數田五郎右衛門の手による「永慶寺殿源公御実録」¹⁷に記されているので、次に示してみたい。なお、内は、原文では小字の注記である。

「史料三」

松平讃岐守 頼常公・藤堂和泉守 高久公、先酒井雅楽頭 忠清公 の御智尔て御座候処、忠清公御不首尾二付、頼常公・高久公尔も御公辺御首尾悪敷御座候、然所、永慶寺様御取持ルて御首尾能被為成、御成之節、度々御勝手詰被 仰付、御講 积拜聞、御能拜見、御筆之物并品々御拝領物被成候、

つまり、その背景には、藤堂高久の正室が、酒井忠清の娘だったことがある。本稿の冒頭で述べた、越後騒動再審で罪に問われた、酒井忠清の娘婿であることが影響し、綱吉政権当初には、綱吉と藤堂家の関係は思わしいものではなかった。その両者を仲介したのが、

吉保だったのである。後に藤堂は、綱吉が柳沢邸へ御成の際に、勝手詰¹⁸を頻繁に務め、綱吉の儒学の講釈や能を拝見し、拝領品を下賜されるなど状況は好転し、吉保とは入魂の間柄となった。それは、後世、実録物の『元宝莊子』に、「吉保に諂ふ輩大家国主」として描かれるほどであった¹⁹。

阿部に藤堂高久の同行が認められたことから、翌二十一日に宗家は、水嶋意全を通じて、藤堂にその件を依頼している。この人物は、『寛政重修諸家譜』にその名を見出すことはできないが、同時代に「水嶋意休」という奥坊主が居ることや²⁰、意全が大名同士の連絡係を務めていることから見て、この人物も奥坊主であろうと考えられる。この水嶋を通して、藤堂より次のような返答があった。

「史料四」

被仰聞候通、委細致承知候、弥出羽守様へ御達被成候ハ、可然存候、乍然出羽守様御事令外之御老中様方と八沢も違候間、疾と御了簡被成、追而御返答可被仰進、

藤堂は、すんなり同行を引き受けることはせず、慎重な態度を示している。つまり、吉保は「令外」である老中とは「訳も違」と藤堂は述べているのである。「令外」とは、大宝、養老律令後に設置された官職である「令外の官」のことと考えると、吉保の立場は、幕府官僚である老中とは性質の違うものだから、同一視してはいけない、という意味と捉えることができる。「史料二」で述べられていたように、老中に対しては、就任した際に面会する慣例がある。つまり、条件を満たせば対面できる存在であるが、吉保は、將軍綱

吉の代弁者とも言つべき存在であるため、そう簡単にはいかない、と言いたいようだ。吉保と親密な関係にある藤堂だからこそ指摘と言つべきだろう。

実は、宗家側は二十二日の段階では、対馬藩がすでに阿部の内諾を得ていることを、藤堂に伝えていなかった。そこで翌二十三日に、水嶋を通じて阿部の賛同を得ていることを伝達している。それで藤堂は納得したのだろう。二十四日の水嶋を通しての返事は、同行を了承するものだった。ただし、対面の申し込みは宗家側で行い、それが決定したら、連絡するようにとの条件を付けていた。

ひとまず藤堂の同行を取り付けた宗家は、続いて、柳沢家への働きかけをはじめ。まず二十四日に家老の杉村が、柳沢家用人の平野源左衛門²¹に面会を求め、二十五日に平野邸を訪問している。そして、七月二十八日の朝に、吉保への初対面の依頼をするために柳沢邸を訪問することが、許可されている。加えて、その際には御用頼の旗本が同道すること、杉村が宗義方より少し前に来ることを求められた。

杉村の帰宅後、宗家側の次のような意向を、岡正左衛門²²を通して平野に伝えている。

「史料五」

此度八貴様御取持二而、此方恰合二八成程宜御座候へ共、前々之格も御座候間、願八何も様御同前二御家老衆御出會御取持被下候様二仕度存候、

つまりは、現時点で柳沢家の窓口が、「用人」の平野であること

は構わないが、儀式においては、家老の取次でない、前例から格の上で差し支えたと述べているのである。このような内容だからこそ、平野との対面時に直接申し出ることなく、帰宅後、岡を通しての依頼となったと考えられる。

特に家老の指名はないという宗家に対し、平野は、宗家の以前の家老と親交があったことから、曾根権大夫²³を推薦する。ただし、最近体調を崩しているため、別の家老になるかもしれないと断りつつ、問題がなければ曾根を引き会わせる、と回答した。

二十五日の「毎日記」の記事では、義方が藤堂邸を訪れ、柳沢邸への同道の御礼を伝えている。その際には、水嶋も同席していた。加えて義方は、二十三日に、阿部正武邸に招かれ、月の出仕日以外にも折にふれて登城し、將軍の御機嫌伺いをするように申し渡されたことを「御祝事」として報告している。つまりこの頃は、義方にとって、若年ながら一人前の大名として扱われる時期に来ていたのかもしれない。吉保との対面を申し出たのも、そのような時期であることを見計らったことではないか。

杉村は、同日中に同じく家老の田嶋十郎兵衛²⁴と連名で、水嶋に、義方と藤堂の面会を取り持った御礼と、今後の段取りを記した書状を送っている。つまり、二十八日朝、義方が柳沢邸に面会を申し込みに伺候する、その際、杉村が供をして、義方の口上を柳沢家の用人へ伝える、申し出が認められ、吉保が御会い下さるとの返答が得られれば、すぐに水嶋に連絡する、柳沢邸訪問の日取りは、藤堂の都合で同行の日を決めていただけると承知している、日が決まり、義方へ通知があれば、そのことをすぐに水嶋に連絡する、という五点からなる内容で、藤堂の耳にも入れるよう依頼してい

る²⁵。

七月二十六日、杉村は、前日、岡を通して申し入れた件についての手紙を、平野に送った。平野からは、曾根の病状は快癒している、ので、引き会わせる、ということと、二十八日には、杉村は五ツ過、義方は五ツ半時に来るようにと伝えている。翌二十七日、杉村から平野へ返信が送られた。

七月二十八日、義方と杉村は柳沢邸を訪れ、吉保との面会の依頼をしている²⁶。その際の義方の口上書は、次のようなものである。

「史料六」 口上

(義方)
対馬守

残暑之節二御座候得共、弥御堅固被成御座、珍重奉存候、様々私儀未懸御目候間、参上仕懸御目度奉存候、御隙之節御逢被下候八、忝可奉存候、此段為可申上致参上候、以上、

七月廿八日

また杉村は、義方より早めに柳沢邸を訪れ、式台で曾根と対面することができた。その後、お礼として鱸を一折送っている。

なお、「毎日記」によると、義方は柳沢邸からの帰り掛けに、吉保と同じく將軍側近²⁷の松平輝貞邸と、老中阿部正武邸を訪問している。松平邸での用件は、「出羽守様御加増御拝領之為御祝詞」とあることから、同年七月二十六日に、吉保が二万石加増されたことについての御祝だらう。

その後、対面前日の八月二日まで、柳沢邸訪問に関する動きは、史料上見ることはできない。ただ、その間に八朔の登城があった。

これについては、七月二十一日付の対馬藩家老の杉村から阿部家
家老の三沢吉左衛門に宛てた口上書（「史料二」）に、昨年は、
名代を立てて御太刀馬代を献上したが、今年は五節句の御礼も義方
が自ら申し上げているので、八朔も義方が登城して、御太刀目録を
献上し、御礼をしたい旨を申し出ている。その際阿部は、月番に問
い合わせるまでもなく、今年の八朔も義方が登城するべきで、その
件で疑問を呈する者がいたら、阿部の指図だと答えればよい、と回
答している。

八朔の朝、義方は、藤堂へ使者を出し、「私儀、唯今罷出候、於
御城可得御意」と伝えて登城した。江戸城での義方の様子は、以下
の様であつた²⁸。

「史料七」

柳之問江御居着被成、御礼被仰上候、御座所御礼之被成様等、
（藤堂高久）
和泉守様江御尋被成、諸事御差図被遊、暫有之而、御目付衆御
出、何茂御通り被成候様二と之御事二付、則太広間へ御通被成、
御列之通松平越前守様御次二御持参太刀二而御礼、首尾能被仰
上退出被遊ル、

つまり、江戸城においても、義方の儀式での振る舞いの指南役は
藤堂高久が務めていたのである。江戸城退出後、義方は、阿部正武・
柳沢吉保・松平輝貞邸および、藤堂高久邸に御礼に訪れている。

八月二日には、杉村と平野の間で、明日の対面の件で書状のやり
取りがあつた。藤堂の都合が悪くなった場合は、御先鉄砲頭の中山
勝卓²⁹が同道する、などといった打ち合わせがなされている。

二、宗義方の柳沢吉保との初対面とその後

元禄十年（一六九七）八月三日、いよいよ義方は、柳沢吉保と対
面する日を迎えた。その様子を具体的に、「毎日記」八月三日条か
ら見ていきたい。

「史料八」

今辰上刻、和泉守様江御出、御同道二而、（柳沢吉保）
出羽守様江御出被成、
暫有之而、出羽守様御出、和泉様御同前二御逢被成、殿様御
直、（藤堂高久）
公方様益御機嫌能被成御座、恐悦二奉存候、次御手前様、
御堅固御勤被成、珍重奉存候と之儀、被仰入、其跡二和泉守様、
旧冬御任官被仰出、難有被思召候儀等、御挨拶被成候、御座御
立被成候節、殿様御直二、今朝者御逢被成被下、忝奉存候、
御一頃者、御加増・御拜領被成、目出度奉存候由、被仰入、御
首尾好御勤被遊、御帰被成候、

まずは義方が、將軍と吉保の健康を寿ぎ、続いて藤堂が、義方に
口添えるかのように、「旧冬御任官」つまり義方が前年の元禄九
年十二月二十二日に、従四位下侍従に叙任されたことへの御礼を述
べている。

それで一通りの挨拶が済んだようで、吉保が立ち上がったところ
で、再び義方が対面の礼と、同十年七月二十六日の吉保の二万石加
増のお祝いを述べて、初めての対面は終わった。

おそらく、吉保と義方が対面していた時間は、僅かであつたら
う。このひと時を得るために願ひ出や打ち合わせを重ねて来たこと

や、これにより、その後の柳沢家との交際の状況が変わってくるだろうことを考え合わせると、大名側にとつての吉保の権力が、いかに大きいものだったか推測できよう。一方で、このあまりにも簡単な対面は、吉保の諸大名との交際の方針を示しているとも言える。それが見える記述が、吉保の側室正親町子³⁰の記した『松蔭日記』にある。

「史料九」

人のため、こゝるしうおぼす事も、をのづからあるにまかせて、聞しめしいれんには、すべて限もあるまじ、又、さりとして、かたつかた、とりわきたらむも、御こゝろをきてにたがふべかぬめれば、大かた、さるべき人々にも、わたくしには御たいめむなし、また、まれ／＼えさらぬ事にて、まみえさせたまふには、たゞ大かたの、おほやけしきさまにのみ、もてなし聞え給ふて、さしむかひては、いとこまかなる、わたくしの願などは、人もはゞかるべきさまし給へり、

つまり、何らかの便宜を図ってもらうことを望んで対面を申し込んでくる相手には、私的に会わないようにして、どうしても会わざるを得ないときには、公的な立場で応じ、相手が私的な願いを言い出せないような態度でいた、といつのである。今回の義方の場合には、初対面であり、何らかの具体的な要件を持ち込んで居るわけではないが、あつさりとした型通りの対面には、諸大名と必要以上の関係性を築くまいとする、吉保の姿勢が見えてくる。吉保にとつて、諸大名からの働き掛けが多ければ多いほど、それは自らの政治権力が

強大であることを示していることになるが、それを振り回すことはなかったのである。そればかりか、自らの権力の大きさに当惑しているかのようにも見える³¹。

翌三日には、杉村から平野に、対面の仲介の御礼と、進物を贈るとの内容の書状が送られている。

その後しばらく日が空くが、八月九日に、宗家は柳沢家に御礼の品々を届けている。吉保に対しては、宗家の使者として留守居の白水空兵衛が立ち、柳沢家側は吉田藤大夫³²が取り次ぎ、龍紋二〇巻と鱷一折を二つ贈っている。その事について「覚書」では以下のように記している。

「史料十」

今度、諸御大名様方出羽守様江御逢被成候以後、御音物被遣候由二付、(御宗家)殿様御事茂、頃日御出初而御対面被成候付、御並様方被遣候御音物之格承合、右之通被遣之、

つまり、諸大名は吉保に対面した後に、進物を贈る慣例があるので、義方の場合も、同格の大名に問い合わせて、進物の内容を決めたのである。また、吉保だけでなく柳沢家の家臣たちへも、馬廻の中原九郎右衛門が使者となり、進物を贈っている。その事情は次のようである。

「史料十一」

柳沢出羽守様江今度諸御大名様迄御逢被成候付、御家頼江茂諸方銀子・巻物等被遣候由二付、御並之通以御使者被遣之、銘

々二御目録相添、御使者口上書一通宛相添、銘々長屋江持参仕
ル、

各々の長屋まで、目録と口上書を持参しているのである。しかも、
家老と用人全員に進物を贈っている。「覚書」の中では、家老の曾
根権太夫と用人の平野源左衛門の動向しか記されていないが、本件
に関わった家老は曾根のほか藪田五郎右衛門³³の名が挙がり、二人
に縮面五巻と銀子五枚、用人は、平野に縮面三巻と銀子三枚、望月
勝右衛門³⁴に縮面二巻、銀子三枚が贈られている。彼らについては、
「杉村三郎左衛門、前以近付二罷成居、出羽守様江御逢被成候手筋
等申談懸被申聞候而、取持被申候付、格之外二増被遣之」とあり、
杉村が事前に関係を築き、吉保対面についての方法を相談し、取り
持ってくれたため、本来の格以上の進物を贈っているのである。

一方、今回の件に関与していない、家老の秋沢源太右衛門³⁵と平
岡宇右衛門³⁶には、銀子五枚宛、用人の秋田三右衛門³⁷・豊原権左
衛門³⁸には、銀子三枚宛という「御並之通」の進物が贈られた³⁹。
この記事を最後に、「覚書」の記述は終わっている。

おわりに

以上、詳細に検討してきた対馬藩主宗義方の事例からは、大名が、
將軍綱吉の側近である柳沢吉保との初対面をいかに重視し、親しい
関係になることを望んでいたことが、浮かび上がってきた。

諸大名はその繋がりを利用して、家格維持・再興や官位昇進運動
の際には、吉保の指南を仰ぐなどして、家の存続に腐心している。

一例を挙げれば、越後騒動再審の影響で不遇となった酒井忠清の嫡
子忠挙がいる⁴⁰。

このように見ていくと、両者の関係は、諸大名側からの一方的な
ものに見えがちだが、そうではなかった。例えば、義方の指南役を
務めた藤堂高久は、吉保の嫡男吉里が留守居を設置し、留守居仲間
に入る際に、熊本藩主細川綱利と共に世話をしている。吉里は、元
禄十四年（一七〇一）十二月二十一日に「外様四位の年藪の次第」
に従うこととされ、同十五年十二月一日に侍従に叙任された際にも
外様大名の順次に倣うよう命じられるなど、綱吉政権が終われば、
外様大名の扱いになるであろうことが予測できた。そのため、吉保
は、藩の涉外担当である留守居を設置し、留守居仲間へ加入するこ
とで、政権交代後の柳沢家の環境を整えたのである。その為の手續
きは、藤堂ら親しい外様大名がいてこそ順調に進めることができた
のである⁴¹。

また、本稿冒頭の久保家の場合は、宝永二年（一七〇五）九月
二十一日に忠増が老中となり、同三年二月二十一日に、忠英は吉保
の養女幾姫と婚約し、両家は縁戚になる⁴²。その後、次の家宣政権
になると、柳沢家の方が、老中となっていた久保忠増を頼りとす
る様子が見られた。具体的には、家宣將軍就任時の、柳沢家の石高
の書き替えに関することである。吉保は、宝永元年十二月二十一日
に加増を受けて、駿河・甲斐両国に十五万石余を与えられるが、翌
年三月十二日に、駿河の領地を甲斐に移されて、山梨・八代・巨摩
の三郡を治めることになった。この時に内高は二十二万石余に増え
ていたが、前年に加増されたばかりということで、朱印状には「三
郡一円」とのみ記され、石高の表記をせず、時期を見て実質の石高

に書き換えることになった。しかし、綱吉は、それを果たすことなく死去したのである。この部分を二十一万石余に書き替えなければ、国替えがあつた際に、柳沢家は十五万石余として、扱われることになる。それを恐れる吉保は、家宣に書き替えを願ひ出るが、その際、大久保が柳沢家を擁護してくれたのである⁴³。

ここに、將軍の代替わりで、それまでの地位を失う側近と、そのまま立場を維持できる幕府官僚である老中の違いが見える。

吉保は、綱吉の死後、自らの地位が保たれないことを見越して、次世代への保証という意味で、諸大名との関係を考えていたと思われる⁴⁴。

加えて、諸大名と柳沢家の関係には、他にも大きな問題が含まれていた。つまり諸大名にしてみれば、吉保は、新興大名という自分たちより格下の存在であり、これまでの大名社会の階層秩序を乱す、成り上がりなのである。にもかかわらず、御家の存続という最重要事項のためには、そのような相手に、頼らざるを得ない現実があつた。多くの大名が抱えていたそのジレンマは、文学作品や歌舞伎、講演などで描かれてきた、吉保の「悪徳大名」イメージの原因の一つになつたと言える⁴⁵。

また、そのような点に焦点が当たするため、あたかも吉保の政治権力が強大な物に見えがちである。しかし、吉保は、あらゆる政務において、その権力を発揮していたのではなかつた。「江戸幕府日記」の分析から、吉保は、六代將軍家宣の側近間部詮房と比較すると、自ら政策を立案することより、老中の合議への参加が多いことが、明らかにされている⁴⁶。加えて、綱吉政権期のみが存在した、將軍の執務・生活空間である「奥」に所属し、能役者を中心に構成され

ている「廊下番」という役職の支配についても、職務上の指導や管理は行っていたが、その給与や住居、江戸城内の下部屋についてなど、いわば將軍直臣に共通する事柄については、旗本支配を職務とする若年寄が指示していたことがわかっている。つまり、例え綱吉が新設した「奥」の組織であつても、旗本支配は、若年寄の仕事なのである。以上のことから吉保は、徳川幕府における組織の運営や日常的な政務処理の部分では、老中や若年寄のような幕府官僚組織の役割に踏み込むことはなかつた、といえる⁴⁷。吉保の政治権力は、無尽蔵に肥大化していたわけではなかつたのである。諸大名の視点ばかりに囚われると、そのような面は見落とされがちになる事も指摘しておきたい。

本稿では、対馬藩主宗義方の事例から、將軍側近柳沢吉保との初めての対面に至るまでを具体的に明らかにし、その意義を考えた。ただ宗家の場合は、朝鮮御用という特別な役割があるために、幕府との関係性に、他の多くの諸大名に見られないものがあり、この対面までの手続きの過程にも、特異な点があることも予想される。今後は、他の大名家の史料も探索し、比較・対照することにより、吉保と諸大名との関係を詳細に検討していきたい。

注

1 本稿中では、柳沢吉保、松平輝貞について、「側用人」ではなく、「將軍側近」と称する。いわゆる「側用人」については、八代將軍徳川吉宗政権期をはさみ前後で変質している。つまり幕府の公式記録に「御側用人」の文言が出てくるのは、吉宗政権期後のことであり、綱吉政権期には、先任者の名を挙げて「並」「列」「同役」と記されて

いる。加えて、経歴や石高も様々で、就任期間にも極端な差があり、就任・退任理由も綱吉の考え一つという様子があった。また、ほとんどの場合將軍側近が就任の最後であることから、その立場が綱吉と密接な関係にあるといえる。よってこの時期は、公的な役職とは見なし難いことから、「側用人」ではなく「將軍側近」と表している。詳しくは、福留真紀『徳川將軍側近の研究』校倉書房、二〇〇六年、福留真紀『將軍側近 柳沢吉保 いかにして悪名は作られたか』新潮社、二〇一一年、を参照されたい。

- 2 福田千鶴『徳川綱吉』山川出版社、二〇一〇年。
- 3 前掲注1。
- 4 前掲注1。
- 5 『寛政重修諸家譜』第十一 三八二丁四。
- 6 「大久保忠増記」(東京大学史料編纂所謄写本、架蔵番号 二〇四四一九四)。
- 7 『寛政重修諸家譜』第十一 三八四。
- 8 公益財団法人 郡山城史跡・柳沢文庫保存会所蔵。
- 9 「殿様初而柳沢出羽守様江御逢被成候覚書」(東京大学史料編纂所所蔵、架蔵番号 宗家史料三 一八一)。
- 10 「義方様御在江戸毎日記」元禄十年(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、架蔵番号 日記類 B b 七)。
- 11 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、架蔵番号 一二二二一三。
- 12 『寛政重修諸家譜』第八 二六四六。義方は、享保三年(一七二八)九月五日に三十五歳で死去している。義方には、村岡を名乗り家臣となつた如喬のほか、彦千代・岩丸という男子がいたが、義方が亡くなつた当時は幼少だつたために、実弟で義眞の六男である義誠が家督を相続した。しかし、その義誠も同十五年十一月六日に三十八歳で死去している。

福留・対馬藩主宗義方と柳沢吉保

義誠には、義如・義蕃という二人の男子がいたが、幼少のため、彼らの叔父で義眞の七男方熙が宗家を継いだ。宗家は若年で当主が亡くなるといふ事態がしばらく続いたのである。

- 13 杉村倫久。組頭より元禄八年(一六九五)十二月に連判見習となり、同九年正月元日に江戸で連判となる(『対馬藩 覚書』。鈴木堂三編『対馬叢書第二集 対馬藩 覚書・御勘定所 田代覚書』村田書店、一九七六年)。
- 14 元禄十年六月十三日に大老に就任した(『寛政重修諸家譜』第十二 二九九)。井伊への対面について阿部正武は、「御尤存候、是八等遅義二候」とこれまで会っていないのは、遅いぐらいだと述べている。大老の場合も、老中と同様に就任して間を置かずに対面するのが、適切だったと考えられる。
- 15 阿部正武は、小笠原への対面も認め、小笠原の月番が八月であるため、八月に入ってからが適当だと、助言している。
- 16 『寛政重修諸家譜』第七 一七二、八 二六三、十四 二九五。
- 17 大和郡山市教育委員会所蔵豊田家史料。元文五年(一七四〇)成立。柳沢吉保の行跡を後世に伝えるために作成された。吉保の孫に当たる当時の藩主信鴻に献上されている。
- 18 「先詰」ともいい、將軍の御成の前に、御成先の屋敷の勝手に控え、將軍を迎えること。その多くは親族が務める。よって、そこに連なる大名は、縁戚関係になくても、柳沢家に身内同然にみなされていると解釈できるだろう。藤堂家と吉保の繋がりは、諸大名の中でも特別なものだつたと推測できる(前掲注1)。
- 19 安永四年(一七七五)成立。神沢杜口『翁草(元宝莊子)』(『日本隨筆大成 第三期 二一』吉川弘文館、一九七八年)。
- 20 『寛政重修諸家譜』第二十一 二二九九。

- 21 「元禄七年分限帳」(「柳沢史料集成 第二巻 分限帳類集 上」公益財団法人 郡山城史跡・柳沢文庫保存会、一九九三年)によると、四〇石取の「留守居」である。つまり、他藩との交渉役であったことから、宗家側が窓口としていっていると考えられる。
- 22 「岡庄左衛門」とも。宗家側はこの人物を通して平野源左衛門とやりとりをしている。岡は『寛政重修諸家譜』にも柳沢家の分限帳類(「重臣略譜」、「元禄三年分限帳」、「元禄七年分限帳」、「甲府御城主之節分限帳」。いずれも『柳沢史料集成 第二巻 分限帳類集 上』に所載)にも名前を見ることができない。
- 23 一五〇〇石取 筆頭家老(「元禄七年分限帳」)。
- 24 田嶋成次。御印判より貞享二年(一六八五)二月三日に連判となる(「対馬藩 覚書」。前掲注13)。
- 25 この書状には「尚々、其元様江御用茂無御座候者、少々得御意度儀も御座候間、御立寄可被下候、左候八、懸合之料理進可申候、以上」との尚書がある。取次を頼んだ人物を簡単な食事でもてなしながら、内々の話をする様子に、武家社会の根回しの構造の一端を見ることが出来る。
- 26 七月二十五日に平野が、御用頼の旗本の同道を指示していたが、当日誰が同行したか「義方様殿様初而柳沢出羽守様江御達被成候覚書」、「義方様御在江戸毎日記」のいずれも記載がなく、確認することはできなかった。
- 27 前掲注1。
- 28 前掲注10。
- 29 御先鉄砲頭中山勝阜が、宗家の御用頼の旗本のようである。
- 30 正親町町子著、上野洋三校注「松蔭日記」岩波書店、二〇〇四年。
- 31 前掲注1。
- 32 一〇〇石取 目付(「元禄七年分限帳」)。
- 33 六〇〇石取 家老(「元禄七年分限帳」)。「永慶寺殿源公御実録」の執筆者である。
- 34 三〇〇石取 用人(「元禄七年分限帳」)。
- 35 「元禄七年分限帳」では、「萩沢源太左衛門」。一〇〇〇石取 家老。
- 36 六五〇石取 家老(「元禄七年分限帳」)。
- 37 三五〇石取 用人(「元禄七年分限帳」)。
- 38 三〇〇石取 用人(「元禄七年分限帳」)。
- 39 この進物の内容については、比較できる大名の事例がなく、どの程度のものであったか論じることができない。ただ、吉保は、進物をむやみにとることはしなかったようだ。「永慶寺殿源公御実録」(前掲注17)によると、柳沢家家老へ、土佐藩主の山内豊房が梅ヶ香を、村上藩主の内藤弼信が鯉について、老中にも希望されているので、吉保もどうかと、それぞれの江戸留守居役より献上を打診してきた時にも、吉保は、「右様之類、又八重キ品八所望いたさぬもの」として、断らせている。また、「御当代記」には、諸大名からの進物を受け取らないように、吉保邸の裏門に番人を置き、法外な賄賂を取っていた家臣は国元に送致するなどしていたことも記されている。吉保が、慣習での進物以上の物は、は受け取らない姿勢を示していたことがわかる(戸田茂睡著、塚本学校注『御当代記 將軍綱吉の時代』平凡社、一九九八年)。
- 40 福留真紀『名門譜代大名・酒井忠孝の奮闘』(角川学芸出版、二〇〇九年)。ほかに、堀新、岡山藩と武家官位 池田綱政の少将昇進をめぐる(「史観」第一三三冊、一九九五年)。岡崎寛徳「那須家再興・昇格運動と津軽信政・柳沢吉保」(森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版、二〇〇五年)、白根孝胤、尾張藩における幕藩間交渉と城附。「取持」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第一編、清文堂出版、二〇〇四年)など。

41 前掲注1。

42 「永慶寺殿源公御実録」(前掲注17)には、この縁組について「御懇成御思召に被成御座候由」と記されており、柳沢家と大久保家の親密な関係が窺える。親族となつてから、大久保忠英は、綱吉の柳沢邸御成で勝手詰を務めており、そこには祖父の忠朝まで加わっている。

43 結果的には、家宣が出した朱印状には、「拾五万千式百八拾八石余」と書かれることとなり、吉保の望みは果たされなかった。

44 前掲注1。

45 福留真紀「柳沢騒動 まぼろしの御家騒動」(福田千鶴編『新選家騒動 上』新人物往来社、二〇〇七年)。

46 深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年。

47 前掲注1。

【付記】

本稿は、平成二十二～二十五年度科学研究費 基盤研究A「宗家文書を素材とした分散所在大名家史料群の総合的研究」(JSPS科研費2242016、研究代表者・東京大学史料編纂所教授 鶴田啓)および、平成二十三～二十六年度科学研究費 若手研究B「將軍側近から見た徳川幕府の政治構造」(JSPS科研費23720322)の研究成果の一部である。
また、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵史料の閲覧においては、学芸員山口華代・古川祐貴両氏の御指導を賜った。末筆ながら記して感謝申し上げます。